

令和5年度テールゲートリフター特別教育等実施計画

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 群馬県支部
令和5年9月22日現在

当群馬県支部では、令和5年度のテールゲートリフター特別教育等を次のとおり実施しますので、お知らせいたします。

< テールゲートリフターの操作に係る特別教育（学科教育）（4時間） >

- ~~第1回~~ ~~令和5年9月23日（土）~~ ~~午前8時00分～午後0時40分~~
~~第2回~~ ~~令和5年9月23日（土）~~ ~~午後1時50分～午後6時30分~~
第3回 令和5年10月8日（日） 午前8時00分～午後0時40分
第4回 令和5年11月26日（日） 午前8時00分～午後0時40分

※ 第4回以降も開催する予定です。開催日が決定され次第、随時更新いたします。

備考

対象者は、荷役作業を伴うテールゲートリフターの操作業務に従事する者とする。定員は80名で1事業者4名までとする。教育内容は、学科教育（4時間）で、受講料は会員1名5,500円（消費税500円を含む）、非会員1名11,000円（消費税1,000円を含む）です。

< テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座（5.5時間） >

- ~~第1回~~ ~~令和5年9月25日（月）~~ ~~午前9時00分～午後3時30分~~
第2回 令和5年10月18日（水） 午前9時00分～午後3時30分
第3回 令和5年11月6日（月） 午前9時00分～午後3時30分

※ 第3回以降も開催する予定です。開催日が決定され次第、随時更新いたします。

備考

対象者は、テールゲートリフターの操作に係る特別教育を自社内で実施する事業場の講師となる者とする。定員は40名で1事業者1名までとする。教育内容は、学科教育（5.5時間）で、受講料は会員1名35,200円（消費税3,200円を含む）、非会員1名45,100円（消費税4,100円を含む）です。